

入間市建設工事一般仕様書

1. 目 的

この入間市建設工事一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、入間市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入間市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

- 1) この一般仕様書に規定する事項以外は、工事ごとに埼玉県等が定め、又は監修した次の共通仕様書及び補足図書を準用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、受注者は、監督員と協議を行うものとする。

工事区分	共 通 仕 様 書	補 足 図 書
土木工事	埼玉県土木工事共通仕様書	埼玉県土木工事实務要覧
水道工事	入間市上水道配水管布設工事共通仕様書 水道工事共通仕様書(日本水道協会)	
建築工事	埼玉県建築工事特別共通仕様書	埼玉県建築工事实務要覧
電気設備工事	埼玉県電気設備工事特別共通仕様書	
機械設備工事	埼玉県機械設備工事特別共通仕様書	

- 2) 受注者は、一般仕様書の適用に当たっては、入間市土木工事監督要綱、入間市建築工事監督要綱及び入間市工事検査規則（昭和47年規則第17号）に従った監督・検査体制の下で、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれらの監督、検査（工事完成検査、出来高検査）に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。
- 3) 契約書及び設計図書は相互に補完し合うものとし、契約書又は設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4) 特記仕様書、図面、一般仕様書の間に相違がある場合又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 5) 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約約款第26条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。
- 6) 設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。
- 7) 工事の施工に当たっては、指示、承諾、提示、協議、提出、報告、通知は、書面又は資料により行わなければならない。

3. 用語の定義

- 1) 監督員とは、契約約款第9条に規定する監督員をいう。

- 2) 検査員とは、契約約款第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- 3) 工事検査とは、検査員が契約約款第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- 4) 出来高検査とは、工事の既済部分を確認する検査をいう。

4. 施工計画書

①土木工事・水道工事

- 1) 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。
受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。
この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負代金額500万円未満の工事又は維持管理等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部又は全部を省略することができる。
 - (1) 工事概要
 - (2) 計画工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 安全管理
 - (5) 指定機械
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 緊急時の体制及び対応
 - (10) 交通管理
 - (11) 環境対策
 - (12) 現場作業環境の整備
 - (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (14) その他
- 2) 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
- 3) 監督員が指示した事項については、受注者は、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

②建築・電気設備・機械設備工事

- 1) 工事着手前に、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、請負代金額500万円未満の工事又は簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部又は全部を省略することができる。
- 2) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の着手前に作成し、監督員に提出するものとする。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- 3) 2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受けるものとする。
- 4) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じるものとする。

5. CORINSへの登録

受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情

報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後（工事完成検査合格後）10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。（請負代金額2,500万円以上の工事は、竣工登録も必要）

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。ただし、単価契約の場合は、完成時に請負代金額の総額が500万円以上の工事を対象とし、竣工登録を行うものとする。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

6. 現場責任者及び管理技術者

受注者は、発注者が工事監理について入間市業務委託契約約款第6条の規定により現場責任者及び管理技術者又はそのいずれかを定めた場合には、次のとおりとする。

- (1) 現場責任者又は管理技術者は監督員に代わり施工現場で立会い等をする場合は、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 監督員から受注者に対する指示又は通知等を、現場責任者及び管理技術者を通じて行うときは監督員から直接指示又は通知があったものとみなす。
- (3) 監督員の指示により、受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、現場責任者及び管理技術者を通じて行うことが出来るものとする。

7. 工事完成検査

- 1) 受注者は、契約約款第31条の規定により、工事完成届を監督員に提出しなければならない。
- 2) 受注者が、工事完成届を監督員に提出するときは、当該工事に関し次の掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示を含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約約款第17条第1項の規定により、監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- 3) 発注者は、工事検査前に、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4) 検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物と契約図書とを対比し、次に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形については、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況については、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 5) 検査員は、修補の必要があると認めるときは、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
- 6) 受注者は、検査員による検査に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

8. 出来高検査

- 1) 受注者は、契約約款第37条第2項の部分払の確認の請求を行ったとき又は契約約款第38条第1項の工事の完成の通知を行ったときは、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
- 2) 受注者は、契約約款第37条に規定する部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 3) 検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物と工事の出来高に関する資料とを対比し、次に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形については、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況については、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 4) 受注者は、検査員の指示による修補については、7.5)の規定に従うものとする。
- 5) 受注者は、検査員による検査に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
- 6) 発注者は、出来高検査の前に、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

9. 中間検査

- 1) 受注者は、入間市工事検査規則に基づき、中間検査を受けなければならない。
- 2) 中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。
- 3) 中間検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。
- 4) 中間検査の時期選定は、監督員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を監督員を通じて事前に通知するものとする。
- 5) 検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物と設計図書とを対比し、次に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形については、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況については、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 6) 受注者は、検査員による検査に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

10. 提出書類

- 1) 受注者は、提出書類を入間市建設工事实務要覧 第5様式編等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
- 2) 契約約款第9条第5項に規定する設計図書に定めるものとは、請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際に指定した書類をいう。

11. 関係条例等の遵守

- 1) 入間市環境基本条例
- 2) 入間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び施行規則